

国民年金保険料 免除・猶予制度のお知らせ

国民年金は、老後や万が一の時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと将来の老齢基礎年金、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることが出来ない場合があります。保険料は納期限までに納めましょう。

保険料の納付が難しいとき

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を翌月末までに納めていただくことになっています。しかし、収入の減少や失業により、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」の手続きを行ってください。

また、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

国民年金の加入手続き

保険料免除等の申請は「マイナポータル」で

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができます。

申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナポータルの情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができます。

また、申請結果もスマートフォン等で確認できます。お手続きの際は、ぜひ利用ください。

問合せ先

役場税務住民課
日本年金機構鳥取年金事務所

☎ 75-4118
☎ 0857-27-8311

8月は「児童扶養手当現況届」を提出する月です！

「児童扶養手当」は、ひとり親家庭の生活の安定や自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

児童扶養手当を受けている人は、毎年8月中に現況届を提出しなければなりません。

この現況届は、令和7年度の受給資格を調査するもので、今年11月分から来年10月分までの受給資格の認定と支給額の決定をします。現況届を提出しないと受給資格があっても手当の受給ができなくなりますので、期限内に提出してください。

また、2年間提出がないと受給資格がなくなりますのでご注意ください。

※受給者には、現況届の案内を郵送します。

必要なもの

- ・児童扶養手当証書
- ・一部支給停止除外届(該当者のみ)

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。



提出期限

8月29日(金)

問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4118